

福岡県公報

平成19年11月2日
第 2 7 4 6 号

目 次

告 示 (第2045号 - 第2052号)

保安林の所在場所等	(治 山 課)	1
保安林の所在場所等	(治 山 課)	1
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	2
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	2
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	2
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課)	3
公有水面埋立ての竣工認可	(港 湾 課)	3
公 告			
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	5
公 安 委 員 会			
○機械警備業務管理者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	5
○警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施	(警察本部生活安全総務課)	6

正 誤

都市計画事業の事業計画の変更の認可 (平成19年7月福岡県告示第1363号) 中正誤	8
国土利用計画法施行令第9条第1項の規定による標準価格の判定公告 (平成19年9月20日福岡県公報号外 公告) 中正誤	8

告 示

福岡県告示第2045号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林の所在場所
前原市大字白糸字地獄492の3、字前田707の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、認めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2046号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林の所在場所
太宰府市大字国分字裏山984の1、984の8、985の2、986

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2047号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年1月13日農林水産省告示第55号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに古賀市役所及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2048号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年1月13日農林水産省告示第57号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2049号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年1月福岡県告示第138号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2050号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)以外の流域に係るものに限る。)で定めるところによる。

平成7年7月27日農林水産省告示第1055号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2051号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)以外の流域に係るものに限る。)で定めるところによる。

平成7年7月27日農林水産省告示第1059号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示2052号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての^{しゅん}竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 ^{しゅん}竣功認可年月日

平成19年10月18日

2 ^{しゅん}竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) ^{しゅん}竣功認可を受けた者

志摩町

糸島郡志摩町大字初30番地

(2) 代表者

志摩町長 末崎 亨

3 ^{しゅん}竣功認可をした埋立区域

(1) 位置

糸島郡志摩町大字船越732番地から大字船越591番地の240に至る地先の公有水面(船越漁港区域内)

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から51の地点までを順次に直線で結んだ線及び1の地点と51の地点を直線で結んだ線より囲まれた区域

基点 糸島郡志摩町大字船越1017番地、志摩町基準点ポイント6 X = 61492.4

Y = 81137.9

- 1の地点 基点から213度47分10秒81.57m地点
 2の地点 1の地点から109度12分29秒166.93mの地点
 3の地点 2の地点から19度04分37秒64.67mの地点
 4の地点 3の地点から109度11分37秒44.21mの地点
 5の地点 4の地点から19度04分07秒31.77mの地点
 6の地点 5の地点から289度08分29秒1.00mの地点
 7の地点 6の地点から19度08分08秒6.00mの地点
 8の地点 7の地点から108度39分08秒1.00mの地点
 9の地点 8の地点から19度00分28秒39.35mの地点
 10の地点 9の地点から288度57分37秒1.00mの地点
 11の地点 10の地点から18度56分11秒6.00mの地点
 12の地点 11の地点から106度55分48秒1.00mの地点
 13の地点 12の地点から19度09分52秒28.66mの地点
 14の地点 13の地点から289度49分16秒4.68mの地点
 15の地点 14の地点から261度28分09秒0.81mの地点
 16の地点 15の地点から293度11分51秒12.95mの地点
 17の地点 16の地点から292度29分22秒3.14mの地点
 18の地点 17の地点から294度07分34秒10.52mの地点
 19の地点 18の地点から294度32分39秒5.06mの地点
 20の地点 19の地点から306度22分55秒18.88mの地点
 21の地点 20の地点から304度30分44秒7.77mの地点
 22の地点 21の地点から306度52分12秒7.50mの地点
 23の地点 22の地点から304度11分09秒6.41mの地点
 24の地点 23の地点から296度55分00秒7.29mの地点
 25の地点 24の地点から298度54分25秒7.65mの地点
 26の地点 25の地点から297度59分10秒7.25mの地点
 27の地点 26の地点から294度12分25秒14.14mの地点
 28の地点 27の地点から297度38分54秒11.85mの地点

- 29の地点 28の地点から297度38分09秒2.37mの地点
 30の地点 29の地点から284度01分40秒1.65mの地点
 31の地点 30の地点から279度21分39秒18.45mの地点
 32の地点 31の地点から209度31分10秒19.08mの地点
 33の地点 32の地点から307度12分29秒6.78mの地点
 34の地点 33の地点から218度25分55秒11.74mの地点
 35の地点 34の地点から311度48分19秒2.55mの地点
 36の地点 35の地点から313度24分32秒15.28mの地点
 37の地点 36の地点から209度00分48秒13.61mの地点
 38の地点 37の地点から210度30分03秒8.47mの地点
 39の地点 38の地点から201度02分11秒8.36mの地点
 40の地点 39の地点から200度50分20秒16.58mの地点
 41の地点 40の地点から202度37分12秒6.50mの地点
 42の地点 41の地点から203度05分45秒7.39mの地点
 43の地点 42の地点から203度43分40秒7.21mの地点
 44の地点 43の地点から206度59分44秒5.95mの地点
 45の地点 44の地点から210度57分25秒2.92mの地点
 46の地点 45の地点から211度49分32秒3.41mの地点
 47の地点 46の地点から214度49分10秒2.80mの地点
 48の地点 47の地点から220度01分49秒6.53mの地点
 49の地点 48の地点から221度36分21秒33.43mの地点
 50の地点 49の地点から214度30分23秒5.82mの地点
 51の地点 50の地点から211度23分31秒6.91mの地点
 1の地点 51の地点から209度58分23秒41.95mの地点

(3) 面積

32,223.84平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成5年5月24日4漁16号の29

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する事務所

志摩町役場

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成19年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

大牟田都市計画道路1・4・1号大牟田大川線及び3・4・11号長溝線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成19年11月27日 午後7時から9時まで

(2) 場所

大牟田市労働福祉会館中ホール（大牟田市笹林町1丁目1番地1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
1・4・1号大牟田大川線	起点 大牟田市新港町 終点 みやま市高田町徳島字外縫 主な経過地 大牟田市昭和開	約12,420メートル
3・4・11号長溝線	起点 大牟田市通町1丁目 終点 大牟田市北磯町 主な経過地 大牟田市柿園町3丁目	約1,600メートル

(2) 閲覧

同案については、平成19年11月2日から同月16日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び大牟田市都市計画・公園課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成19年11月16日（必

着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることもある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第388号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を、次のとおり実施する。

平成19年11月2日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

機械警備業務管理者講習

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
------	------	------

平成19年12月5日（水）から同年12月7日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（ただし、最終日の講習については午後3時50分までとし、その後、修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
-------------------------------	---	-------------------------------------

- 3 受講定員
30名
- 4 受講対象者
受講要件の規定なし
- 5 受講申込みに必要な書類
機械警備業務管理者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通
- 6 受講申込手続等
- (1) 受付期間
平成19年11月19日（月）から平成19年11月30日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後6時までの間とする。ただし、受付期間中であっても、受講申込者が定員に達したときは、受け付けを締め切ることとする。
- (2) 受付場所
北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター
- (3) 受講申込みの際には、必要書類（前記5）を持参のうえ、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申込みを行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参（代理人1人につき、受講希望者1人の代理を有効とする。また、受講申込者が他の代理人を兼ねることはできない。）すること。
- 7 講習受講手数料
38,000円
受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、申請の取り消し及び受講しなかった場合においても返還しない。

- 8 講習修了証明証の交付等
- (1) 講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。
- 9 その他
- (1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く午前9時から午後6時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターにおいても（社）福岡県警備業協会が売りさばきを行う。

福岡県公安委員会告示第389号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「検定審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成19年11月2日

福岡県公安委員会

1 検定審査の実施日、時間及び場所

- (1) 平成19年度 第3回検定合格者審査

審 査 日	審 査 時 間	審 査 場 所
-------	---------	---------

平成19年12月10日（月）	午前10時からおおむね午後3時まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
----------------	-------------------	-------------------------------------

(2) 平成19年度 第4回検定合格者審査

審査日	審査時間	審査場所
平成20年1月10日（木）	午前10時からおおむね午後3時まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 検定審査を行う検定の種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

3 定員

各審査30名

4 検定審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定するものを除く。

- (1) 福岡県内に住所を有すること。
- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。
- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

5 検定審査の方法

審査は、学科試験（5枝択一式10問）及び実技試験により行い、それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。

なお、学科試験の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験とも合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

7 審査申請手続及び受付期間

(1) 申請受付期間

ア 平成19年度 第3回検定合格者審査

平成19年11月5日（月）から平成19年11月30日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後6時までの間

イ 平成19年度 第4回検定合格者審査

平成19年11月5日（月）から平成19年12月27日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後6時までの間

ウ 受付期間中であっても、審査申請者が定員の30名に達したときは受付を締め切ることとする。

(2) 必要書類

ア 住居地を管轄する警察署に申請する場合

- ア 審査申請書（検定規則別記様式を使用）1通
- イ 住居地を疎明する書面
- ウ 写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートル大の写真）1葉
- エ 旧合格証の写し

イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

- ア 審査申請書（検定規則別記様式を使用）1通
- イ 当該営業所に所属することを疎明する書面
- ウ 写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートル大の写真）1葉
- エ 旧合格証の写し

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

- ア 審査申請書（検定規則別記様式を使用）1通
- イ 写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートル大の写真）1葉
- ウ 旧合格証の写し

(3) 申請方法

ア 審査を希望する者は、福岡県警察警備員教育センター（受付専用電話093（381）2627）に事前申込みを行い、受付番号を取得する。

受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めて3日以内に住居地（審査申請者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、7(2)に掲げる必要書類並びに審査手数料を添えて提出すること。

ウ 審査申請は、原則として審査申請者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、審査申請者本人の委任状を持参すること。

(4) 審査手数料

各種別（級）ともに、4,700円

審査手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。

また、納付した審査手数料については、申請の取消し及び審査を受けなかった場合でも返還しない。

8 その他

(1) 受検当日、筆記用具、旧合格証及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカーあり。）すること。

(2) 検定審査に関する問い合わせは、午前9時から午後6時（県の休日を除く。）まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤				
					上	下								
19・7・18	2703	告示	1363	2			後ろから 1		昭和59年	昭和5年				
19・9・20	号外	公告		14					<table border="1"> <tr> <td>九産大前 1.4km</td> <td>1 中専 (60,100) 高度</td> </tr> </table>	九産大前 1.4km	1 中専 (60,100) 高度	<table border="1"> <tr> <td>九産大前 1.4km</td> <td>1 低専 (40, 60)</td> </tr> </table>	九産大前 1.4km	1 低専 (40, 60)
九産大前 1.4km	1 中専 (60,100) 高度													
九産大前 1.4km	1 低専 (40, 60)													

